



13 生産第 4064 号  
平成 13 年 8 月 23 日

横浜植物防疫所長殿

生産局長

「オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則」の一部改正について

今般、「オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成10年2月5日付け 10農産第 857号農産園芸局長通知）の一部を別紙のとおり改正したのでお知らせする。

ついては、本件の取扱いについて了知の上、遺憾のないよう取り計らわれない。





2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査

(1) トラップ調査

告示2の(1)のトラップ調査は、次により実施するものとする。

ア～ウ [略]

エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は、次のとおりとすること。

(ア)～(イ) [略]

(削る。)

(削る。)

(ウ)～(ク) [略]

(削る。)

(ケ) [略]

(削る。)

(コ) エグヘル(Egchel)地域

a 5～10月：指定生産施設の周辺半径1.2km以内の地域に1.5km<sup>2</sup>当たり1トラップ以上設置するとともに、すべての指定生産施設内に1トラップ以上設置すること。

b 11～4月：すべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(サ) ヘレナベーン(Helenaveen)地域

a 5～10月：指定生産施設の周辺半径1.2km以内の地域に1.5km<sup>2</sup>当たり1トラップ以上設置するとともに、すべての指定生産施設内に1トラップ以上設置すること。

b 11～4月：すべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(シ) ヘウスデン(Heusden)地域 (新設)

a 5～10月：指定生産施設の周辺半径1.2km以内の地域に1.5km<sup>2</sup>当たり1トラップ以上設置するとともに、すべての指定生産施設内に1トラップ以上設置すること。

b 11～4月：すべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査

(1) トラップ調査

告示2の(1)のトラップ調査は、次により実施するものとする。

ア～ウ [略]

エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は、次のとおりとすること。

(ア)～(イ) [略]

(ウ) アーレ・リクステル(Aarle Rixtel)地域

(エ) デ・ピール(De peel)地域

(オ)～(コ) [略]

(サ) ゼーフェンベルゲン(Zevenbergen)地域

(シ) [略]

(ス) サージャンスランド(Sirjansland)地域

[新設]

[新設]

[新設]

置すること。

(ス) セベナム (Sevenum) 地域 (新設)

[新設]

a 5～10月：指定生産施設の周辺半径1.2km以内の地域に1.5km<sup>2</sup>当たり1トラップ以上設置するとともに、すべての指定生産施設内に1トラップ以上設置すること。

b 11～4月：すべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(セ) ソメレン (Someren) 地域 (新設)

[新設]

a 5～10月：指定生産施設の周辺半径1.2km以内の地域に1.5km<sup>2</sup>当たり1トラップ以上設置するとともに、すべての指定生産施設内に1トラップ以上設置すること。

b 11～4月：すべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

以下 [略]

以下 [略]